発議第１号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治法第９９条及び会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和元年６月２１日

廿日市市議会議長　佐　々　木　雄　三　様

提出者	廿日市市議会議員	北　野　久　美
賛成者	〃	隅　田　仁　美
〃	〃	荻　村　文　規
〃	〃	広　畑　裕一郎
〃	〃	徳　原　光　治
〃	〃	井　上　佐智子
〃	〃	松　本　太　郎

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。

「骨太方針２０１５」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を令和２年度までに倍増させるという目標が掲げられていますが、本来地域による人口規模･事業規模の差異､公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違い等を重視しながら推進すべきものです。

また、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため､令和２年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては､歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

１．社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

２．子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。

３．災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災･減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、平成２７年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

４．地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

５．地方交付税の財源保証機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、

対象国税４税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年６月２１日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安倍晋三宛
内閣官房長官	菅義偉宛
総務大臣	石田真敏宛
財務大臣	麻生太郎宛
経済産業大臣	世耕弘成宛
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）	片山さつき宛
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）	茂木敏充宛

発議第２号

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための令和２年度政府予算に係る意見書

地方自治法第９９条及び会議規則第１４条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和元年６月２１日

廿日市市議会議長　佐々木　雄　三　様

提出者	廿日市市議会議員	大　﨑　勇　一
賛成者	〃	枇杷木　正　伸
〃	〃	石　塚　宏　信
〃	〃	高　橋　みさ子
〃	〃	栗　栖　俊　泰
〃	〃	有　田　一　彦
〃	〃	仁井田　和　之

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための令和２年度政府予算に係る意見書(案)

日本は、ＯＥＣＤ諸国に比べて、１学級当たりの児童生徒数や教員１人当たりの児童生徒数が多くなっています。また、障害者差別解消法の施行にともなう障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする子どもたちへの支援、いじめ・不登校などの課題など、学校をとりまく状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。また、学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

自治体によっては、厳しい財政状況の中、独自財源による３０人～３５人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また､文部科学省が実施した｢今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集｣では､約６割が「小中高校の望ましい学級規模」として､２６人～３０人を挙げています｡国民も３０人以下学級を望んでいることは明らかです。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が２分の１から３分の１に引き下げられました｡その結果､自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています｡子どもたちが全国どこに住んでいても､一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲･主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり､子どものための条件整備が不可欠です｡こうした観点から､令和２年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要請いたします。

記

１．少人数学級を進進すること。具体的学級規模は､ＯＥＣＤ諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、３０人以下学級とすること。

２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和元年６月２１日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	大島理森宛
参議院議長	伊達忠一宛
内閣総理大臣	安倍晋三宛
財務大臣	麻生太郎宛
文部科学大臣	柴山昌彦宛